十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十六年八月七日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十六年八月七日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十六年八月十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百十九回）	一・八％	平成四十二年六月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	三十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十五回）	一・七％	平成四十四年三月二十日	二十九億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十八回）	一・五％	平成四十四年六月二十日	八億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十三回）	一・六％	平成四十五年三月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十四回）	一・五％	平成四十五年三月二十日	四百九十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	四十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	四十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	四十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	四十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	三十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	八億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	八十八億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	千百三十九億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	三百四十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	五百五十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十回）	一・八％	平成五十五年九月二十日	二億円

○財務省告示第二百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年八月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年九月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百三回、第三百四回、第三百五回、第三百十二回及び第三百三十二回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回、第四十六回、第六十二回、第七十四回及び第七十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で三千九百九十六億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　四千三百五十二億二千百四十九万七千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十六年八月二十五日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$1+\left(\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{100}-\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み

㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。